

資金決済に関する法律に基づくセルフカード払戻しのお知らせ

平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、有限会社木下石油は令和3年5月11日で利用終了しましたきのしたセルフカードにつきまして、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、次の通り払戻しを行います。

《払戻しを行う前払式支払手段の種類》きのしたセルフカード

《払戻しの申出期間》令和3年6月1日～令和3年9月30日

《払戻しの実施場所》セルフきのした各店舗（八代店は除く）

《払戻しに必要なもの》きのしたセルフカード

《払戻しの方法》店舗窓口にて未使用残高を確認の上、現金にて払戻し致します。

※当該期間内に払戻しの申出がない場合は、この払戻し手続から除斥されます。

《お問い合わせ先》

有限会社木下石油

〒861-4113 熊本県熊本市南区八幡5-17-47

電話 096-288-2821

受付時間は午前9時～午後5時まで（土、日、祝日は除く）